

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 06 - 01

1 基本情報

施策名	06 障害者支援	展開方向	01 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
						H30	R1	R2	R3	R4
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7	35.3	38.3	39.7	37.5	40.9	47.7
B サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100	62.2	70.8	78.2	78.0	77.7	
C 委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—	20,780	22,902	27,818	27,896	30,392	
D										
E										

※指標Cは、委託相談支援事業所において、福祉サービスの利用援助や権利擁護、専門機関の紹介などの支援を行った延べ回数

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【健康に暮らす(保健・医療)】
(目的) 障害につながる病気の早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。
(成果) ①コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」については、保健や保育など参画メンバーを増やして再開し、医療的ケア児等コーディネーターによるリスト管理や対象児への支援状況など本市の取組について、地域の関係機関等への共有を図り、一定の評価を得られた。また、コーディネーターが阪神圏域の相談支援フォローアップ研修に講師として参画し、本市の取組を通じて、各市と支援課題の共有や広域連携につながる意見交換等を行うことができた。
(課題) ①人工呼吸器の装着など重度の医療的ケア児から優先してアウトリーチを進めているが、計画相談につながっていない重度対象児(5名)への早期対応やその他のケア児へのアウトリーチも求められており、その対応策について検討が必要である。

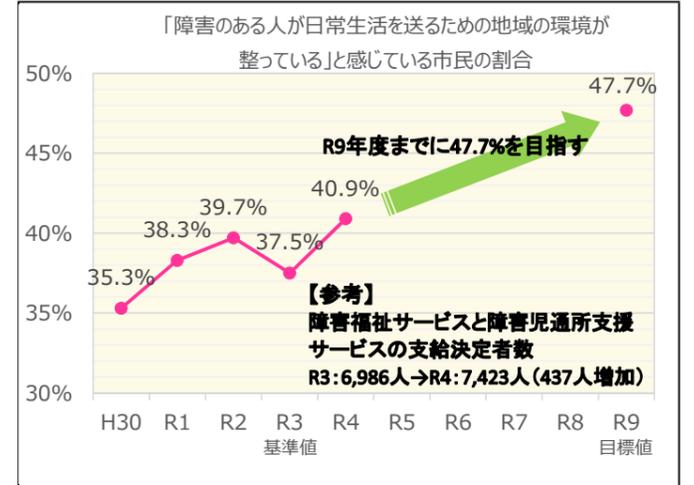
【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】
(目的) 地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。
(成果) ②障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和3年度末の6,986人から令和4年度末は7,423人に増加(+437人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。(目標指標A)
 ③サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、基幹相談支援センターを中心に引き続き作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析等を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。特に新規利用が多い「障害児(通所サービス利用)」については、早期作成につながるよう対象事業所との調整を密に図ったこと等で、作成数は319人増加(5,448人→5,767人)し、作成率は77.7%(5,767人/7,423人)となった。(目標指標B)
 ④利用計画の作成促進に向けては、未作成者の詳細な分析を行い、特に未作成者が多い「精神障害の居宅・就労系サービス利用者」については、利用する就労サービス事業所の把握も進めたこと等により、作成の優先度や対応策など今後の取組の方向性を整理することができた。
 ⑤支援ニーズの高まりや諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和4年度30,392回)が依然高い水準で推移している中、その対応にあっている。これら相談への適切な支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を13回開催し、支援状況の共有や事例検討のほか、尼崎市社会福祉協議会との連携などテーマ別の研修会(3回)を実施して支援力の向上につなげた。(目標指標C)
 ⑥あま相でリスト化した障害分野における「支援困難ケース」への対応に向けては、現状で相談支援事業所につながっていないケースの詳細な状況把握を進めた結果、これまでに支援歴のある者や介護保険(ケアマネ)等につながっている者を除いた「要介入ケース」は概ね90人程度であることが分かった。また、委託相談支援事業所が実際にこれら要介入ケースの支援に入り、課題の共有や必要な連携等の協議を進めながら、支援困難ケースの連携スキーム(フロー図)をまとめた。
 ⑦指定相談支援事業所のネットワーク会議を計9回(全体会2回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回)開催し、計画作成状況や児童虐待への対応等について情報共有を図るほか、各事業所からのニーズを基に介護保険のケアマネや薬剤師との連携、阪神特別支援学校を卒業後の進路等をテーマとした研修会を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。
 ⑧尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設については、運営法人が検討する現地建替や施設移転策を進めるにあたっての課題点やメリット・デメリット等について協議・調整を進め、今後の方向性や希望する機能移転策のイメージを共有することができた。
 ⑨日常生活用具については、給付実績等の調査・分析結果を基に、市場価格など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額に整理するとともに、令和4年8月と12月に障害者団体(4団体)への説明・意見交換を行い、当事者ニーズに合った新たな品目を追加するなど制度の充実を図ることができた。
 ⑩新型コロナウイルスへの対応については、感染状況や重症化リスクの変化等を考慮し、適宜必要な運用変更や事業所への連絡調整を行いながら、引き続き陽性者等が発生した事業所のサービス継続に係るかかり増し経費の助成事業や陽性者等の在宅支援、一時受入れに係る市独自事業を実施することで、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。
 ⑪コロナ禍における物価高騰対策として、市内のすべてのサービス事業所に対し、事業運営を支援するための給付金を交付(275法人・506事業所)することで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。
 ⑫障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、障害者福祉等専門分科会などで意見を伺いつつ、総合計画やその他関連する行政計画の取組との整合性を意識して、より効果的かつ効率的な運用へと見直すとともに、当該計画の「評価・管理シート」を改訂して分かりやすさの向上を図ることができた。
(課題) ②③④利用計画の作成数は着実に増えているものの、全体の作成率は依然8割弱に留まっているため、より効果的な取組や運用が求められる。

⑤⑥支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要介入ケース」については、できる限り早期に相談支援へとつないでいかなければならない。
 ⑧対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していかなければならない。
 ⑩⑪令和5年5月から新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが5類感染症となることで、今後必要となる対策や支援も変わっていくため、サービス事業所の支援体制の維持・確保にあたっては、引き続き柔軟かつ丁寧な対応が求められる。

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	日常生活用具の給付品目等の見直し(日常生活用具給付等事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	濃厚接触者等在宅支援提供事業
2	要介護者一時受入事業
3	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業
4	
5	

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・障害児の通所サービスを始めとして、毎年度サービス利用者が大きく増加している中、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成率を維持することができている。一方、目標の早期達成に向けては、未作成者の分析結果を基に、引き続きより効果的な取組や対策を検討していく。

・セルフプラン導入の検討にあたっては、これまでの取組との整合性を図りつつ、国の計画相談に対する考え方や先行導入した自治体が抱える課題等も十分考慮した上で、進めていく。

令和5年度の取組

【健康に暮らす(保健・医療)】
 ①重度対象児に対する早期支援にあたっては、引き続きコーディネーターが中心となり相談支援事業所との連携を進めるとともに、令和5年度から開催する「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」においても、本市の取組や医療的ケア児の支援状況等を共有していく。また、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチの手法、医療機関との連携策等について、引き続き「医療的ケア児支援部会」で協議を進めながら、地域支援体制の充実につなげていく。

【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】
 ②～⑦利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていくよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。
 ⑧対象施設の機能移転に向けては、それぞれの施設で希望する機能移転策が異なるため、各運営法人の運営状況や事情等も勘案しつつ、他の機能移転施設における対応を含め、一定の整合性と公平性を担保した具体的な機能移転策の検討を進めていく。
 ⑨当該制度について、市報やホームページへの掲載のほか、当事者団体への説明を行うなど丁寧な周知に努めながら、特に新たな品目を希望する対象者へ適切に給付できるよう取り組んでいく。
 ⑩⑪5類感染症への変更以降のサービス提供体制の維持・確保に向けては、国の方針や支援策等を踏まえながら、引き続きサービス事業所への情報提供や必要な支援・対応に取り組んでいく。
 ⑫障害者計画・障害福祉計画の推進に向けては、3年毎に実施する障害のある人へのアンケート調査を通じて、生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズ等の調査・分析を行う。また、令和6年度から施行される「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法」の内容や国の基本指針に掲げる事項への対応等について検討を進めるとともに、改訂した「評価・管理シート」の本格運用に取り組み、現行計画の進捗管理や評価も踏まえながら、次期障害福祉計画(第7期:令和6～8年度)の策定に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

--

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 06 - 02

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	02	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
						H30	R1	R2	R3	R4
A 市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741		413	453	497	552	622
B 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29~R3平均)	人	—		223	269	262	190	199
C 委託就労支援機関(就労生活・支援センターのみ)を通じた就労者数	↑	34 (H29~R3平均)	人	54		54	31	27	24	20
D 障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25		10	16	15	17	26
E 身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848		35,011	28,742	13,921	12,644	18,399

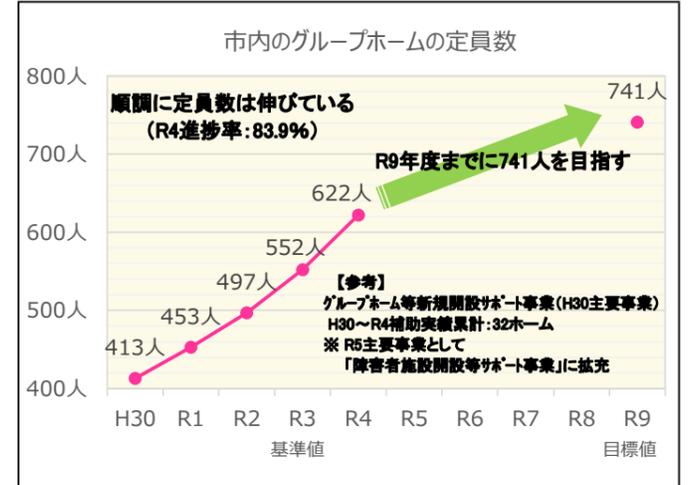
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)	
【育つ・学ぶ(療育・教育)】	
(目的)	障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。
(成果)	①発達障害に関する相談は依然多い状況にあるが、保健福祉センターや「いくしあ」において、早期支援に取り組んでいることもあり、委託相談支援事業所等の相談者数は199人となっている。このような状況等も踏まえ、いくしあ連携会議で本市の発達相談支援体制のあり方について協議を進め、その中で「たじかの園」における児童発達支援機能と今後のあり方についての検討を進めた。(目標指標B) ②障害児通所支援の適正給付や質の向上にあたっては、実地指導を再開して事業所による自己点検を実施したほか、主な指摘事項等を市ホームページに掲載した。また、自立支援協議会「あまっこ部会」の取組として事業所交流会を2回開催し、本市の支援状況やいくしあ児童虐待・発達支援の取組の周知、事業所が抱える課題やニーズの把握・共有を進めたほか、委託による本市の療育支援体制の集約と充実を図り、障害児通所支援事業所ネットワーク会議の設置の準備等を進めた。
(課題)	①②障害児通所支援事業所の送迎車にも安全装置の装備が義務付けられるため、早期対応と安全管理の徹底が求められる。また、療育士による療育やリハビリのニーズが高まる中、たじかの園の外来利用も増加しているが、施設や体制上の課題もあり対応に苦慮している。
【働く(雇用・就労)】	
(目的)	一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。
(成果)	③委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても20人が一般就労につながった。(目標指標C) ④市役所における障害者雇用として、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」でスタッフを10人雇用し、一般就労へのステップアップ等に取り組んだ。また、「障害者就労チャレンジ事業」では12人に就労実習を行うことで就労意欲の向上につながったが、近年就労系サービス事業所が大幅に増えるなど就労の機会や支援の場が充足し、当該事業の目的や役割が概ね達せられたため、令和4年度をもって終了した。 ⑤障害者就労施設の受注機会の拡大に向けては、コロナ禍で企業イベント等の機会が少ない中、庁内販売「にゅえるフェア」を中心に物品等の販売会を計26回開催するほか、共同受注の支援により発注企業(16社・21件)から29施設への契約に結び付けた。(目標指標D) ⑥「就労支援ネットワーク会議」をより効果的な開催へと見直すため、現行開催を一時休止し、委託就労支援機関や参画メンバーと現状課題の協議・検討を行い、今後の進め方を整理した。 ⑦県補助金が廃止となる小規模作業所(3か所)への対応については、作業所や利用者の意向等を丁寧に聞き取り協議・調整を進めた結果、全ての作業所が令和7年度までに法内施設(地域活動支援センターなど)への移行を希望していることが確認できた。
(課題)	④市役所における障害者雇用にあたっては、精神障害により体調面に不安があるため出勤が安定しにくい職員への一層の配慮・対応のほか、今後予定される法定雇用率の引き上げ(現行:2.6%、R6:2.8%、R8:3.0%)等も考慮した取組としていかなければならない。
【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】	
(目的)	地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。
(成果)	⑧市内グループホームの定員数については、新規開設サポート事業で7ホーム(定員37人)に開設経費の一部を助成するなどして、令和3年度の552人から令和4年度は622人と着実に増加(+70人)している。(目標指標A) ⑨障害者団体や事業所への調査を基にグループホームの整備方策をまとめ、それを踏まえて障害者施設のバリアフリー改修の補助制度を創設した。また、日中支援型のグループホームの支援状況と評価について運営法人との協議を進めるなど重度化・高齢化への対応を進めた。 ⑩視覚障害のある人の外出支援サービスについては、令和4年4月に利用者・事業者向け説明会を開催するなど分かりやすい申請手続きと丁寧な窓口対応に努め、当事者ニーズに即した運用見直し(同行援護と通院等介助の一本化)を同年9月から開始することができた。
(課題)	⑧⑨グループホームの利用者や市内定員数は着実に増加しているが、重度(障害支援区分4~6)の利用者の割合は4割程度(令和4年3月時点:39.4%)となっている。
【地域でつながる(生涯学習活動)】	
(目的)	地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。
(成果)	⑪指定管理者(尼崎市身体障害者連盟福祉協会)と移転後の身体障害者福祉会館に設置する情報支援機器や運営の変更点等について協議するほか、令和4年7月に団体会員等を対象とした利用者説明会を開催するなど丁寧に調整を進め、同年8月から新会館の運営を開始した。移転後は施設の利便性が向上したこともあり、他の障害者団体や一般の利用も増えている。(目標指標E) ⑫コロナ禍が続く中ではあったが、新会館の周知を図ることも含めて「自発的活動支援事業」を3年ぶりに再開したことで、障害者団体(3団体)の地域活動を支援することができた。
(課題)	⑪⑫新会館の新規利用者は増えているものの、コロナ禍が続く中、施設の利用制限をかけていたことも影響し、全体の利用者数は大きく伸びていない。また、再開した自発的活動支援事業については、新規団体からの申請につながっていない。

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	重度化・高齢化に対応した施設のバリアフリー改修等費用の補助(障害者施設開設等サポート事業)
2	障害児等療育支援事業の支援体制の集約と充実(障害者(児)相談支援事業)
3	障害者就労チャレンジ事業の廃止(障害者就労支援事業)
令和4年度 主要事業名	
1	障害者小規模作業所の法内施設への移行支援及び補助金の見直し(障害者小規模作業所運営費等補助金)
2	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化(身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業)
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針
・改正児童福祉法により、児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されること等から、その機能をもつ「あこや学園」と「たじかの園」について、役割と機能の再整理が必要である。その整理にあたっては、引き続き、いくしあ等の関係機関とより一層連携し、効果的な支援体制となるよう、検討を進める。
・障害種別や特性により、利用者の重度化・高齢化の状態等は様々であるため、新たに創設した障害者施設のバリアフリー改修の補助制度の実施にあたっては、事業者への丁寧な説明とニーズの聞き取りに努めるとともに、可能な限り幅広いニーズに応えられるよう、取り組んでいく。

主要事業の提案につながる項目

【育つ・学ぶ(療育・教育)】

①②たじかの園については、公設施設として唯一、診療所機能を有する児童発達支援センターであることから、より地域ニーズに即した施設となるよう、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえつつ、その役割や機能の再整理を進めていく。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 06 - 03

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	03	ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局				

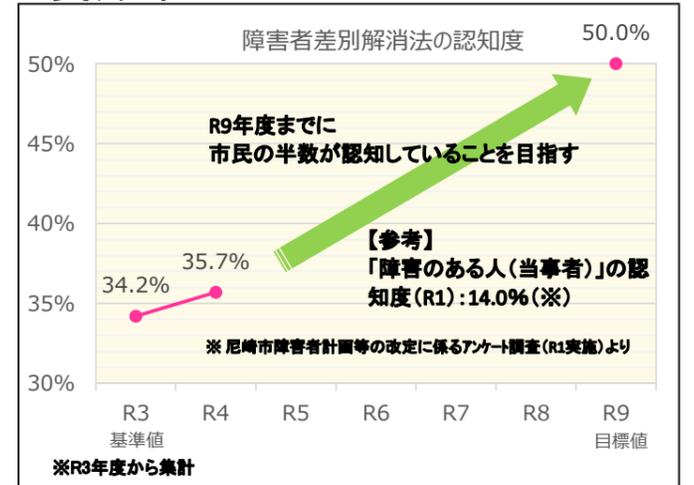
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
		数値	%	数値	%	H30	R1	R2	R3	R4
A 障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0		—	—	—	34.2	35.7
B 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70		62	56	46	45	60
C 合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0		—	51.0	37.9	36.0	10.5
D										
E										

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	意思疎通支援事業
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化(身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業)
2	
3	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)	
【安全に暮らす(安全・安心)】	<p>(目的) 災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。</p> <p>(成果) ①自立支援協議会「あまのくらし部会」において、被災者支援に携わるNPO法人を講師として招き、当該法人が考案した「避難所運営シミュレーション」の体験会を実施することで、避難所の開設手順や障害のある人に必要な配慮や対応等についての知見を広げたほか、本体験会を避難所運営に携わる地域にも体験してもらえよう開催企画を進めた。</p> <p>②障害のある人の災害時の情報取得につながるよう、身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「アンブルボード」や「蓄光テープ」の設置を行うなど施設機能の向上に取り組んだほか、指定管理者等との協議を進め、福祉避難所として指定した。</p>
【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】	<p>(目的) 障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。</p> <p>(成果) ③障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(R4:通報・相談件数56件。うち、虐待認定11件)。また、全てのサービス事業所を対象に「虐待防止委員会」の設置等が義務化されたため、昨年度に引き続き、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活)の参加事業所に障害児通所支援事業所を加えた「合同研修会」を開催し、具体的な対応方法等について周知を進めた。</p> <p>④「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ禍が続く中ではあったが、3年ぶりに大規模会場(橋公園軟式野球場)での開催とし、ステージプログラムのほか、これまで小規模で開催したノウハウを活かして発展させた様々な催し(雑貨・飲食店や体験型コンテンツ、ミーツ新喜劇など)を実施した。また、当該イベントの活用制度(提案型事業委託制度)が期限(原則3年間)を迎えたため、改めてプロポーザル方式による委託事業者の選定を行い、イベントの継続実施に取り組んだ。</p> <p>⑤令和5年2月に障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮に関連する法制度の動向の共有や相談対応事例等について協議を進めた。また、ユース交流センターの有志の学生達の協力を得て、障害者差別解消に関する啓発動画の作成を進めた。(目標指標A)</p> <p>(課題) ③虐待防止に係る義務化対応の徹底や各事業所における適切な運営を進めていくためにも、一層の周知や助言等が求められる。</p> <p>④大規模会場でのイベントを再開できたが、依然コロナ禍ということもあり、最大規模であった3年前(2019年)ほどの参加には至っておらず、出店者数も7割程度に留まっている。</p> <p>⑤障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあるが、令和6年4月から民間事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務化されるため、これまで以上に幅広く制度の周知・啓発を進めていかなければならない。</p>
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】	<p>(目的) 障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。</p> <p>(成果) ⑥意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努め、令和4年度の養成講座修了者数は全体で60人、新規の派遣登録者は8人であった。(目標指標B)</p> <p>⑦意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けては、委託団体(尼崎市聴覚障害者福祉協会)や手話言語条例施策推進協議会で協議を重ねながら、支援者(手話通訳・要約筆記)の処遇面の向上(派遣単価の引上げ等)や養成講座修了者の派遣登録を促すための「(仮称)チャレンジ派遣制度」の創設など制度の拡充に取り組んだ。</p> <p>⑧手話の普及等に向けては、市民等向け啓発講座全体(4講座11回)の参加者数は77人と参加人数は昨年度よりは減少したものの、そのうち従前から参加者数が少なかった事業者向け手話講座の参加人数は14人に増加した。また、福祉学習の一助となるよう市内公立小学校の5・6年生を対象に「手話パンフレット」を配布することで、手話やろう者等への理解・啓発につなげた。</p> <p>⑨これまで外国籍住民向けに窓口で活用していた「テレビ通訳」の言語に新たに手話を加えるほか、市の発出通知等の点字作成マニュアルを作成・共有することで、情報取得のしやすさにつなげた。</p> <p>⑩身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレクストーク)」など情報支援機器を設置し、施設機能の向上を図った。また、これら専門機器のメーカー等を招いた利用者説明会を開催することで、施設や機器の利活用につなげた。</p> <p>⑪市職員への理解・啓発に向けては、新たに「職員ハンドブック」を作成・周知するほか、必須研修(障害者活躍推進研修、メンタルヘルス及び合理的配慮研修)や障害者週間(12月3日～9日)における掲示板を活用した合理的配慮の事例紹介を実施したこと等により、合理的配慮を知らない職員の割合は大きく改善している。(目標指標C)</p> <p>⑫福祉分野職員のキャリア形成や資質向上に向けて、新採職員等を対象とする「福祉事業所短期インターン研修」の実施企画を進めた。</p> <p>(課題) ⑥⑦⑧令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法」が施行され、意思疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣登録者数も十分ではなく、また、市の窓口等に設置する手話通訳者の役割や配置等についても整理する必要がある。</p> <p>①合理的配慮を知らない職員の割合については低下(改善)してきているが、一般職、再任用、会計年度任用職員については、知らない割合が比較的高く、改善の余地がある。</p>

6 評価結果

評価と取組方針	
・障害者差別解消法の市民の認知度は依然として低い状況にあることから、令和6年4月から民間事業者への「合理的配慮の提供」が義務化されることも踏まえ、認知度を向上するための効果的な取組を検討していく。	
・「福祉事業所短期インターン研修」の実施にあたっては、研修先での経験等について、派遣された職員のみならず職場全体で共有を図ること等で、より良い職場風土の醸成につながる取組としていく。	

令和5年度の取組	
【安全に暮らす(安全・安心)】	<p>①②避難所運営の体験会を実際に地域でも開催してみて、障害のある人に必要な対応等を地域住民や近隣事業者等と共有し、そこから得られる気付きや備え等を発信していくことで、地域の災害意識の向上と理解・啓発につなげる。また、これらの知見等も考慮しながら、情報支援機器の設置等により施設機能の向上を図った新会館の災害時における有効活用について、引き続き指定管理者等との協議・調整を進めていく。</p>
【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】	<p>③虐待防止に係る義務化等の対応については、引き続き、各ネットワーク会議における当該制度に係る研修の実施や、サービス事業所に対する集団指導等の機会をとりながら一層の制度周知を図っていく。</p> <p>④「ミーツ・ザ・福祉」については、企画段階から福祉や障害について考える機会と障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施することで、障害のある人となない人の交流や相互理解を深めてきている。これらの取組を継続しつつ、更なる付加価値を生み出していくとともに、イベントの出店数を増やしていくなど、より良いイベントへと発展していくよう、実行委員会や市民等との協働に取り組む。</p> <p>⑤障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、引き続き啓発パンフレットを活用し市政出前講座を実施するほか、啓発動画を市公式YouTubeチャンネルへ掲載するなど協議会での意見を踏まえて活用していく。また、協議会において民間事業者に対する効果的な周知方法や協議会を活性化するための体制についても協議していく。</p>
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】	<p>⑥⑦⑧拡充後の意思疎通支援事業の効果的な実施に取り組むとともに、手話の普及や啓発や不足する意思疎通支援者の確保の方策、また、新たな法律の趣旨等を踏まえた本市の意思疎通支援体制のあり方などについて、委託団体や手話言語条例施策推進協議会と協議・検討を進めていく。</p> <p>⑩会館機能を有効活用し、情報支援にも配慮した障害のある人の活動拠点としていくため、引き続き併設する「身体障害者福祉センター」や自立支援協議会「あまのくらし部会」等にも意見を伺いながら、今後の運用方法等について検討していく。</p> <p>⑪新任課長や新採職員を対象とした必須研修を継続実施していくことで、職員の障害者差別解消法の認知度を高めていく。また、合理的配慮に係る研修の受講対象者を一般職、会計年度任用職員まで拡大するなど取組の強化を検討していく。</p> <p>⑫「福祉事業所短期インターン研修」については、職員の福祉現場への理解をより深めることができるよう、引き続き研修内容や受入事業所との調整等を進め、令和5年度下半期から実施していく。</p>

主要事業の提案につながる項目